

「生徒心得」（令和6年度）

規律ある学校生活を送るため、教育方針に則り、本校生徒として守るべき心得を以下に定める。

1 生活行動上の留意点

- (1) 規範意識を高め、責任のある行動をとること。
- (2) 自他を等しく認め、尊重し合い、心身を傷つけるような行為をしないこと。
- (3) 社会通念や法律等に反する行為をしないこと。
- (4) 特に以下の事項について留意すること。
 - ①トラブルに巻き込まれた場合は、すぐに保護者と相談し、学校に連絡する。
 - ②金銭の貸し借りはしない。
 - ③いじめ、暴力、器物損壊、万引き、乗物盗、危険ドラッグを含む薬物乱用、飲酒、喫煙、深夜徘徊、性の逸脱行為等の問題行動等を起こさない。
 - ④友人宅等における外泊をしない。
 - ⑤「出会い系サイト」等は絶対に利用しないこと。また、石川県条例に基づき、使用するスマートフォン等には必ずフィルタリングをかけ、SNSやメール等による個人情報の公開（不適切画像の掲載を含む）や他者を誹謗・中傷するような書き込み及びプライバシーの侵害をしない。
 - ⑥パチンコ店や居酒屋等の法令により入場が禁止されている場所に立ち入らない。
 - ⑦ナイフ等の購入・所持やモデルガン等の有害玩具の購入・使用をしない。
 - ⑧休日・休業中であっても規則正しい生活を心がけ、生徒心得を遵守し、高校生として品位のある行動に努める。

2 学校生活における留意点

- (1) 欠席、遅刻、早退は就職や進学の際に不利になる場合もあるので、できる限りしないこと。やむを得ず欠席する場合は、必ず学校まで欠席理由を連絡すること。また、病院受診等で遅刻することがわかっている場合も、必ず連絡を入れること。なお、家庭からの連絡は原則保護者からに限る。
- (2) 登校時間は8時20分までとし、HRにて翠星タイムの準備をすること。また、8時25分の翠星タイム開始のチャイムが鳴ったのと同時に、すみやかに学習を始めること。その際、HR内にいなかったものを遅刻とする。遅刻した場合は「入室許可証」を記入し、生徒指導課で入室の許可を得たうえで授業担当者を経て、生徒が担任に提出すること。また、適切でない理由により遅刻が度重なる場合は、保護者を学校に招き、遅刻をしないための協力依頼を実施する。
- (3) 体調不良で早退する場合は、必ず保健室の承認を得ること。その後、「早退届」を記入し、原則担任の許可を得てから下校すること。また、「早退届」の保護者欄に押印し、後日登校した際に

担任に提出すること。家の都合等で早退する場合は、必ず事前に保護者からの連絡を要する。

- (4) 通学用の履物は革靴・運動靴等、ふさわしいものとする。スリッパ、サンダル等不適切なものは認めない。また、校内では指定のスリッパを、体育館では指定の内履き運動靴を、グラウンドでは指定の外履き運動靴を正しく着用すること。なお、内履きのまま校舎間等の移動をしないこと。
- (5) 登下校時には、必ずカバンを携行すること。カバンは口が完全に閉まり、通学にふさわしいものを使用し、大きさは教科書・ノートが十分に入るものとする。
- (6) 制服は正しく着こなし、質素で清潔な頭髪を心がけ、常に高校生としての品位を失わないようにすること。ポロシャツを着る時以外は、常にネクタイを正しく着用すること。著しい違反についてはいったん下校し、是正したうえで再登校を促す場合もある。ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾品を身に付けている場合は、一時的に担任が預かり、保護者に返却する。
- (7) 高額な金銭、物品は学校に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は担任に預けるか、もしくは生徒ロッカーに入れ鍵をかけて管理すること。また、学業に不必要な物を校舎内で所持しないこと（遊興具、マンガ本、電子機器等）。
- (8) 携帯電話等の通信機器や音楽機器は、校舎内では電源を切り、担任に預けるか、もしくは生徒ロッカーに入れ、鍵をかけて管理すること。放課後も含めて校舎内での所持や使用が発覚した場合は、担任または生徒指導課で預かり、保護者、本人と面談で持ち込み・管理等に関する指導、協力依頼をしたうえで返却する。
- (9) 定められた時間以外の飲食をしないこと。また、ガムは持ち込みを含めて一切禁止とする。
- (10) 始業から終業までの外出を禁止とする。やむを得ない場合は担任に申し出て、「外出届」を記入・提出してから外出すること。
- (11) 施設や公共物を大切に使用すること。万が一破損した場合や破損箇所を見つけた場合は、直ちに担任に報告すること。また、破損した場合は公共物破損届を記入・提出し、原則弁償とする。
- (12) 拾得物は生徒指導課に届けること。また、持ち物を紛失した際は直ちに担任及び生徒指導課に申し出て、「盗難・紛失届」を記入・提出すること。

3 服装について

- (1) 服装等の詳細については、以下の規定を遵守すること。
 - ① 制服以外のものの着用を認めない。なお、指定以外のセーターやベスト等を着用している場合は、一時的に担任が預かり、保護者に返却する。
 - ② スラックスを下げて履かない。また、スラックス用ベルトを正しく着用する。
 - ③ スカートの丈の基準は膝の中心とし、折り曲げたりしない。
 - ④ すべて制服の加工・変形を認めない。なお、制服の加工を行った際は買い替える場合もある。
 - ⑤ カッターシャツの裾はスラックスやスカートの中に入れる（ポロシャツは入れなくてよい）。
 - ⑥ インナーを首の上や袖の下から出さない。
 - ⑦ カッターシャツを着る場合はネクタイを着用する。シャツのボタンを全てとめる。また、ネクタイを襟元で緩めるなどのだらしない着こなしは認めない（ポロシャツを着る時は着用しない）。
 - ⑧ 靴下は、華美でない色でワンポイントを可とする。また、冬季、華美でない色のタイツの着用も可とする。
 - ⑨ コート類は特に定めないが、華美にならないように心がける。

- (2) 4月から6月頃までは冬服、6月頃から11月頃までは合服または夏服（各自、天候や体調に合わせて着用する）、11月頃からは冬服とする。
- (3) 休日及び休業中の登下校の際も、原則制服を着用すること。
- (4) 頭髪は質素で清潔に保つこと。
 - ①男子生徒の場合、前髪は垂らして目にかからないものとし、横髪は耳にかからないこと、後ろ髪は襟にかからないものとし、正面から見て襟足が見えないようにする。女子生徒の場合、前髪が目にかかる場合はピン（華美でないもの）で止める。
 - ②パーマ・カール、脱色・染色、剃り込み、エクステンション・まつ毛エクステンション・眉剃り等は認めない。
- (5) ピアス、タトゥー等により、身体を傷つける行為をしないこと。
- (6) 化粧（色付きリップを含む）並びに指輪、ピアス及びネックレス等の装身具（カラーコンタクト、つけまつげ等を含む）をしないこと。なお、違反した場合は一時的に担任が預かり、保護者に返却する。
- (7) 上記規定の遵守を徹底し、著しい違反や度重なる違反を繰り返す場合は、いったん下校し、是正したうえで再登校を促す場合もある。

4 登下校について

- (1) 交通安全についての意識を高め、道路交通法を遵守すること。
- (2) 自転車を通学に使用する場合は防犯登録および自転車保険の加入を行い、規定の遵守事項を確認したうえで、「自転車通学届」を記入・提出し、学校登録番号シールを貼ること。
- (3) 自転車による通学の詳細については、以下の規定を順守すること。
 - ①安全点検と整備を常に行う。また、自転車は所定の置き場に駐輪し、必ず施錠する。
 - ②自転車乗車マナーの向上を心がけ、無灯火、二人乗り、信号無視、傘差し、携帯電話等の使用、イヤホン等の使用、並進、右側通行等の違反乗車をしない。また、上記事項を遵守できない者や逸脱した危険乗車行為をした者は、自転車通学許可を一定期間取り消す場合がある。
 - ③自転車利用時、ヘルメットの着用に努めること。また、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）での登下校は認めない。
 - ④交通事故防止の観点からも、雨天時には必ずカッパを着用する。また、自転車に二人乗り用器具（ハブステップ等）を装備することや、傘を自転車に常備することを禁止する。
 - ⑤冬季は道路状況が悪くなり、事故発生の危険性が高いため、積雪時や凍結時は自転車の利用を避ける。
- (4) 車による送迎は家族・親類以外を認めない。また、他の生徒の安全に配慮しながら指定された区域で乗降すること。

5 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の免許取得および運転規制について

- (1) 生命 safety の観点から、原動機付自転車、自動二輪車、自動車等を絶対に運転しないこと。また、原動機付自転車及び自動二輪車等の運転免許証の取得は厳禁である。さらに、いかなる理由があっても、原動機付自転車、自動二輪、自動車等を購入・所持したり、友人や知人が運転する原動

機付自転車、自動二輪、自動車等に同乗（後部乗車も含む）したりしないこと。

- (2) 3年次で自動車学校入校を希望する生徒は、必ず所定の「自動車運転免許取得願」により許可を得ること。許可生徒には「許可証」を発行する。「許可書」を携行して自動車学校に通うこと。
- (3) 自動車学校への通学は、夏季休業開始日からとする。ただし、進学希望者は進学先の決定後からとする。なお、冬季休業中における合宿による運転免許証の取得を禁止とする。
- (4) 自動車学校への通学は、放課後及び休日とすること。ただし、定期考査開始の一週間前から終了までの期間は通学を禁止とする。また、本校の授業を欠席しての通学を認めない。検定のため学校を欠席しなくてはならない場合は、所定の「欠席届」を記入・提出すること。
- (5) 自動車運転免許証を取得した生徒は、担任にその旨を報告し、生徒指導課に「許可証」を返還すること。また、取得した運転免許証は必ず保護者に預けること。なお、免許取得後も、本校在学中における自動車の運転は厳禁である。

6 アルバイトの許可について

高校生活の中心は学習である。また、部活動への加入及び参加は、心身の成長を助長するという観点からも重要であるため、アルバイトの許可については以下のように定める。

- (1) 1年次生のアルバイトを原則禁止とする。ただし、長期休業期間中は、下記の許可基準を満たすことで、許可する場合もある。
- (2) 2年次生以降については、家庭の事情等でやむなくアルバイトを希望する場合に限り、担任および学年で十分協議をした後、担任が保護者に学習や学校生活に支障のないことを確認し、家庭における協力依頼をしたうえで、「アルバイト許可証」を発行する場合もある。ただし、下記のアルバイト許可基準を満たした者に限る。
- (3) 無届でアルバイトをした場合は厳重に指導し、それ以降アルバイトを許可しない場合もある。
- (4) 基準に違反する場合やアルバイトにおいて問題が発生した場合は許可を取り消すこともある。
- (5) 定期考査開始の一週間前から終了までのアルバイトを禁止とする。

<アルバイト許可基準>

- ①保護者の承認を得たうえで、担任・部顧問・生徒指導課の許可を得ること。
- ②学期末及び学年末評価において不認定科目(30点未満)がないこと。
- ③部活動に所属していること。
- ④基本的な生活習慣が確立されていること。(例：欠席、遅刻等が少ない)
- ⑤校則に反する行為、問題行動がないこと。(例：服装容儀の違反、特別指導等)
- ⑥危険を伴う業種や好ましくない環境での就業でないこと。
- ⑦就業時間は原則午後9時までとする。

※3年次生においては、10月以降かつ進路決定後であれば③の条件は満たさなくても可とする。

7 許可及び届出事項について

下記の事項については、事前に必ず許可願（届）を提出しなければならない。また、アルバイトに関して、1年次生は原則禁止である。ただし、1年次生であっても、夏季休業等の長期休業期間中において、許可基準を満たすことでアルバイトを許可する場合もある。

(1) 許可(願出)事項

| 項目 | 許可用紙等 | 提出手順 |
|---------------|--------|---|
| 入室 (遅刻による) | 生徒指導課等 | 生徒指導課→授業担当者またはホーム担任 (学校遅刻(白)及び授業遅刻(青)の2種類) |
| 自動車運転免許証 | 生徒指導課 | 保護者→ホーム担任→生徒指導課 |
| アルバイト | 生徒指導課 | 保護者→部顧問→ホーム担任→学年主任→アルバイト先 →生徒指導課 (通常及び長期休業中の2種類) |

(2) 届出事項

| 項目 | 届出用紙等 | 提出手順 |
|----------------------------------|-------|--------------------------------|
| 早退・外出 | ホーム担任 | ホーム担任→授業担任者→保護者→ホーム担任 |
| 公欠・忌引 | ホーム担任 | ホーム担任→授業担任者→ホーム担任 |
| 異装 | 生徒指導課 | 保護者→ホーム担任→生徒指導課 |
| 自転車通学 | 生徒指導課 | 保護者→ホーム担任→生徒指導課 |
| 自転車変更 | 生徒指導課 | 生徒指導課 |
| (自動車運転免許証取得のために 検定を受検する際の) 欠席 | 生徒指導課 | 保護者→ホーム担任→生徒指導課 ※学校は欠席扱いとなる |
| 旅行 | 事務室 | 保護者→ホーム担任→生徒指導課→事務室 |
| 盗難・紛失 | 生徒指導課 | 生徒指導課 |
| 交通事故状況調査 | 生徒指導課 | 生徒指導課 |

※忌引期間は下記の通りとする。

- ・父母 7日以内
- ・祖父母 3日以内
- ・兄弟姉妹 3日以内
- ・従兄弟姉妹、伯叔父母 1日以内
- ・その他、血族3親等まで 1日以内

(3) その他の届

- ①転学、退学、休学、復学、再入学を希望する場合は、その理由をホーム担任に申し出て、所定の願書を速やかに学校長に提出する。
- ②住所を変更した場合は、速やかにホーム担任に住所変更届と住民票を提出する。
- ③その他、各種証明書交付願や諸届はその都度提出する。